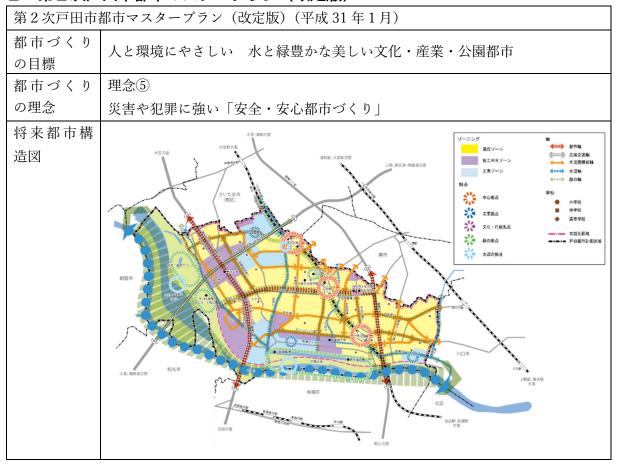
# 第1章 上位・関連計画の整理

本指針を検討するにあたり、上位・関連計画において掲げられている将来の都市像やまちづくりの方向性、防災に関する方針や施策等の概要を整理します。

### 1 戸田市第5次総合振興計画

| 戸田市第5次総合振興計画(令和3年4月) |   |  |
|----------------------|---|--|
| 将来都市像                | 「このまちで良かった」みんな輝く 未来共創のまち とだ   |  |
| 基本目標IV<br>P.80       | <ul> <li>■安全な暮らしを守るまち</li> <li>・市民、地域、行政の役割分担と協働のもと、地震や水害等に対する備えや、消防・救急体制を充実・強化することで、災害等に対し強靱な地域づくりを目指します。</li> <li>○施策 16 地域防災力・危機管理体制の充実・強化</li> <li>○施策 19 浸水対策の推進</li> <li>○施策 20 安全な道路環境の整備・推進</li> <li>○施策 21 快適で秩序ある美しい市街地の形成</li> <li>○施策 23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実</li> <li>○施策 26 魅力ある公園づくり</li> </ul> |  |

## 2 第2次戸田市都市マスタープラン(改定版)



# 都市づくり の方針

P.60

- 7 安全・安心なまちづくりの方針
  - ○大規模水害への対応と内水 (浸水) 被害の軽減
  - ・荒川の決壊に対応するため、地区住民、事業者等の協力による避難空間の検 討と公共施設の更新にあわせた避難空間の確保
  - ・土地区画整理事業等での雨水排水施設整備による内水(浸水)被害の軽減
  - ・宅地開発や公共施設整備における雨水貯留浸透機能の強化
  - ○火災延焼拡大の危険性の低減と火災広域化の防止
  - ・大規模地震に起因する火災延焼の規模が比較的大きい地域における防火及び 準防火地域の指定の拡大
  - ・都市計画道路の整備、街路樹設置等による火災広域化の防止
  - ○身近な避難空間と広域的な災害対応拠点の位置づけ
  - ・一時避難場所、緊急避難場所、避難所の指定と避難路の安全性の確保
  - ・水害時における、小・中学校や福祉センター等の上層階(3階以上)を緊急 避難場所として開放
  - ・公共施設、大型商業施設、高層マンション、事業所等、緊急避難できる緊急 一時避難場所の確保
  - ・災害発生後の避難から復興までの活動を支援する広域的な防災活動拠点とア クセス道路の安全性の確保
  - ○市民・事業者・市の協働による安全なまちづくりの推進
  - ・相対的に防災性能の弱い地区における、市民・事業者・市の協働による災害 に強いまちづくりと住宅の耐震化の推進

### 3 戸田市立地適正化計画

| 3 户田山立地通正化計画 |  |  |
|--------------|--|--|
| 戸田市立地適       | 正化計画(平成 31 年 4 月)                                    |  |
| まちづくり<br>の目標 | 都市環境と自然環境が調和した生活の質を高めるまちづくり                          |  |
| まちづくり        | ■拠点ごとに特色ある活力とにぎわいの創出                                 |  |
| の方針          | ○人々が集い、市全体の魅力向上につながるまちづくり                            |  |
| P.55         | ・拠点ごとの役割等を定め、それらに応じて、市全域を対象とする拠点的な都市<br>機能を充実させる。    |  |
|              | ・各拠点において、市の中心として相応しいにぎわいや魅力づくりを進める。                  |  |
|              | ■それぞれの地域の特徴をいかした都市環境の向上                              |  |
|              | ○誰もが多様な暮らし・活動を実現できる環境づくり                             |  |
|              | ・現在の利便性を維持しつつ、ライフスタイルやライフステージに応じた暮らし<br>を支える住環境をつくる。 |  |
|              | ・子育て世代の転入を促進する子育てしやすい環境をつくる。                         |  |
|              | ・普段の生活が健康づくりにつながる環境をつくる。                             |  |
|              | ・工業系の土地利用を主とする地域について、操業環境の維持・向上を進める。                 |  |
|              | ・水や緑を感じられる環境をつくる。                                    |  |
|              | ■多様な交通手段による移動性の向上                                    |  |
|              | ○生活の質の向上を支える交通環境づくり                                  |  |
|              | ・市内のどこからでも、様々な交通手段で移動できるネットワークを形成する。                 |  |

・市外にアクセスしやすい公共交通ネットワークの維持・向上を進める。

### 4 戸田市都市計画防災方針

戸田市都市計画防災方針(平成23年3月)

#### 基本目標

大規模地震、洪水及び内水氾濫等の自然災害に対して、想定される災害への対策 とともに、想定される以上の災害への予防的な対応も踏まえ、市民等がより安全 に暮らせる都市づくりのために策定するもの。

## 基本方針

#### (1) 火災延焼拡大の危険性の防止

#### $P.1 \sim 2$

- ・市域内で相対的に見て比較的火災延焼の規模が大きい地域における火災延焼の 規模を低減するとともに、建物の密度が高い地域における火災延焼拡大の危険 性を防止するため、防火及び準防火地域の指定を検討。
  - (2) 火災広域化の防止
- ・より安全な都市を目指すため、都市計画道路の未整備区間の整備の推進や、街 路樹の設置等により、火災広域化の防止に努める。
- (3) 身近な避難空間の位置付け
- ・公共空地を一次避難地または防災小空地として位置付けるとともに、一次避難 地または防災小空地までの避難路の安全性の確保に努める。
- (4) 広域的な災害対応拠点の位置付け
- ・火災延焼による避難だけでなく、想定以上の災害への対応を可能とするととも に、災害発生後の避難、救援、復旧、復興時の活動を支援する広域的な災害対 応拠点を位置付ける。
- ・広域的な災害対応拠点へのアクセス道路について安全性の確保に努める。
- (5) 市民と市の協働による安全なまちづくりの推進
- ・相対的にみて防災性能が弱いところが見られる地区においては、市民と市との 協働により、災害に対して安全なまちづくりを推進するとともに、住宅の耐震 化を促進。
- (6) 大規模水害への対応
- ・緊急的な避難が必要な場合は近くの建物等に避難できるように、地域住民や企業等が協力して避難空間を検討するとともに、市は公共施設の更新にあわせた 避難空間の確保に努める。
- (7) 内水 (浸水) 被害の軽減
- ・市域内で比較的内水 (浸水)の被害が高いと予想される区域では、内水 (浸水)被害の軽減を図るため、土地区画整理事業等による雨水排水施設の整備を 推進。
- ・宅地開発や公共施設整備においては、雨水の流出を抑制するため雨水浸透貯留 機能の強化に努める。

# 5 戸田市地域防災計画

| 戸田市地域防災計画(令和5年7月) |                                       |  |
|-------------------|---------------------------------------|--|
| 計画の構成             | 「総則及び災害予防計画編」、「災害応急対策計画編(風水害・事故対策編)」  |  |
|                   | 及び「(災害復旧計画編)」、「災害応急対策計画編(震災対策編)」及び「(災 |  |
|                   | 害復旧計画編)」の5編から構成され、これら本編とは別に、各種資料や様式   |  |
|                   | を綴った「資料編」がある。                         |  |
| 基本理念              | ○市民、事業者及び市は、戸田市防災基本条例(令和3年条例第2号)第3    |  |
| P.1-2             | 条基本理念に基づいて、災害に備えなければならない。             |  |
|                   | (1) 自助・共助・公助一体として災害に立ち向かうこと。          |  |
|                   | (2)災害による被害を最小限にとどめることを基本に防災に取り組むこ     |  |
|                   | と。                                    |  |
|                   | (3)災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮     |  |
|                   | し、個人としての尊厳を重んじるよう努めること。               |  |
|                   | (4) 防災に関する知識及び技術を習熟し、災害への対応力を高めるととも   |  |
|                   | に、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これら       |  |
|                   | を継承していくよう努めること。                       |  |
| 計画の基本             | 1. 火災延焼拡大の危険性の防止                      |  |
| 方針                | 2. 火災広域化の防止                           |  |
| P.2-1~2-3         | 3. 身近な避難空間の位置付け                       |  |
|                   | 4. 広域的な防災活動拠点の位置付け                    |  |
|                   | 5. 住民と市の協働による安全なまちづくりの推進              |  |
|                   | 6. 大規模水害への対応                          |  |
|                   | 7. 内水(浸水)被害の軽減                        |  |
|                   | 8. 居住誘導区域内住居への対応                      |  |
|                   | 9. 災害危険区域の指定                          |  |
|                   | 10. 流域治水の推進                           |  |